日本工業標準調査会／標準部会／消費生活技術専門委員会（第２９回）
議事録

１．日時　平成２０年7月３１日（金）　１４：００～１７：２０

２．場所　経済産業省　別館５階　５３２共用会議室

３．出席者　小川委員長、赤松委員、秋庭委員、大熊委員、長見委員、加藤（隆）委員、河村委員、藏本委員、小熊委員、三枝委員、櫻橋委員、佐野委員、鈴木委員、星川委員、村田委員、矢野委員、村井専門委員
　関係者　山下、林（以上、財団法人日本ガス機器検査協会）角（日本手袋工業組合）、米山、大野（以上、日本ゴム工業会）、坪井、亀山（以上、自転車産業振興協会）、朝倉（地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター）、三田村（スガウェザリング技術振興財団）、
　事務局　相澤室長、荒井補佐、山下補佐、大下、村山、亀井（以上、環境生活標準化推進室）、

４．議題
(1) 前々回議事録（案）及び前々回議事録（案）の確認
(2) 工業標準案の制定、日本工業規格の改正又は廃止について【審議】
1) （改正案）日本工業規格　Ｓ２１０９　家庭用ガス温水機器
2) （改正案）日本工業規格　Ｓ２１２２　家庭用ガス暖房機器
3) （制定案）工業標準　成人用手袋のサイズ及びその表示方法
4) （改正案）日本工業規格　Ｚ１７０１　ゴムバンド
5) （改正案）日本工業規格　Ｄ９４３１　自転車用サドル
6) （改正案）日本工業規格　Ｃ９５０２　自転車用発電ランプ
7) （改正案）日本工業規格　Ｌ０８６０　ドライクリーニングに対する染色堅ろう度試験方法
8) （廃止案）日本工業規格　Ｌ０８６１　有機溶剤に対する染色堅ろう度試験方法
9) （廃止案）日本工業規格　Ｌ０８６２　有機溶剤摩擦に対する染色堅ろう度試験方法
10)（改正案）日本工業規格　Ｄ９４２２　自転車用タイヤバルブ
11)（改正案）日本工業規格　Ｄ９４２８　自転車用ディレーラ
12)（改正案）日本工業規格　Ｋ６３０４　自転車タイヤ用チューブ
13)（改正案）日本工業規格　Ｌ４４０４　織じゅうたん
14)（改正案）日本工業規格　Ｌ４４０５　タフテッドカーペット
15)（改正案）日本工業規格　Ｌ４４０６　タイルカーペット
(3) その他

５．配付資料
資料１　第２７回消費生活技術専門委員会議事録（案）
資料２　第２８回消費生活技術専門委員会（書面審議）議事録（案）
資料３（改正案）日本工業規格　Ｓ２１０９　家庭用ガス温水機器
資料４（改正案）日本工業規格　Ｓ２１２２　家庭用ガス暖房機器
資料５（制定案）工業標準　成人用手袋のサイズ及びその表示方法
資料６（改正案）日本工業規格　Ｚ１７０１　ゴムバンド
資料７（改正案）日本工業規格　Ｄ９４３１　自転車用サドル

資料８（改正案）日本工業規格　Ｃ９５０２　自転車用発電ランプ
資料９（改正案）日本工業規格　Ｌ０８６０　ドライクリーニングに対する染色堅ろう度試験方法
資料 10（廃止案）日本工業規格　Ｌ０８６１　有機溶剤に対する染色堅ろう度試験方法
資料 11（廃止案）日本工業規格　Ｌ０８６２　有機溶剤摩擦に対する染色堅ろう度試験方法
資料 12（改正案）日本工業規格　Ｄ９４２２　自転車用タイヤバルブ
資料 13（改正案）日本工業規格　Ｄ９４２８　自転車用ディレーラ
資料 14（改正案）日本工業規格　Ｋ６３０４　自転車タイヤ用チューブ
資料 15（改正案）日本工業規格　Ｌ４４０４　織じゅうたん
資料 16（改正案）日本工業規格　Ｌ４４０５　タフテッドカーペット
資料 17（改正案）日本工業規格　Ｌ４４０６　タイルカーペット

６．議事概要

(1) 第２７回消費生活技術専門委員会議事録（案）及び第２８回消費生活技術専門委員会（書面審議）議事録（案）について
資料１及び資料２について、異議なく承認された。
なお、気づきの点があれば、８月７日（木）までに事務局あて届出るようお願いした。

(2) 工業標準案の制定又は日本工業規格の改正若しくは廃止について（審議）
1)（改正案）日本工業規格　Ｓ２１０９　家庭用ガス温水機器
資料３に基づき、原案作成者から改正内容について説明が行われた後審議を行い、一部表現を見直すこととして承認された。

（意見１）８ページの表 9 の性能の欄について、「換気不良」の項目のところでは、「0.03 %」とあり、「有風時の安全性」などの項目のところでは「300ppm」とあるが、0.03%に統一できないのか。
（回答１）機器から出てくる燃焼ガスについては%で表記し、室内の濃度は ppm で表記することとして使い分けていたが、0.03%に統一する。
（意見２）温度の単位について、℃とKが混在しているが、Kを使う必要があるのか。
（回答２）生産者と相談の上、検討して後日回答する。
【対応案】従前から、ある温度からの温度差を指す場合には「K」を使用し、具体的な温度又は温度幅を指す場合には「℃」を使用するという使い分けをしている。混乱を避けるため変更は行わず、その旨をＪＩＳの解説に記載することとしたい。
（意見３）１３ページの 6.2.2　b)にある「チーズ」とは何か。
（回答３）逃し弁の分岐部分にあるＴ字型の継手のことである。従前から業界では「チーズ」と呼んでいるのでこのままとし、表現については今後、検討していく。今回は理解し易いように図 23 及び図 24 に追記する。
（意見４）３２ページの９ c)に「赤系色の 20 ポイント以上の大きさの文字で」とあるが、地色が文字の色に近ければ見にくくなる場合があるので、視認

性に関するＪＩＳを引用するなど見やすくしてもらいたい。
（回答４）文章中に「通常」と表記しており、使用者が明確に分かる警告表示とすることを意味している。
（意見５）８ページの表９中の不完全燃焼防止装置の作動表示について、見えている人のためであると思うが、次回の改正の際、できるかどうかも含めて目の不自由な方や弱視の方にも分かるように工夫してもらいたい。
（意見６）３２ページの箇条 10 の取扱説明書は消費者にとっては非常に重要である。今までの事故を考えると何年をめどに点検すべきかについて、取扱説明書に記載しなくて良いのか。
（回答６）現在、長期使用製品の点検等について、製品安全課で検討されているところであり、次回の改正で検討したい。来春をめどに原案を提出したい。
（意見７）事務局において、序文に記載してある経緯を解説に記載することとして、序文を修正した。

2)（改正案）日本工業規格　Ｓ２１２２　家庭用ガス暖房機器
資料４に基づき、原案作成者から改正内容について説明が行われた後審議を行い、一部表現を見直すこととして承認された。

（意見１）１６ページの箇条９（表示）において「十分な換気をしないと死亡事故に至るおそれがある。」とあるのは、良いことだと思うが、十分な換気では表現が曖昧である。もっと具体的で分かりやすい表現はできないか。
（回答１）湯沸器（ガス温水機器）は使用時に必ず換気する必要があるが、暖房している場合は換気しすぎると暖まらない。また、部屋の大きさやガスストーブ（ガス暖房機器）の能力等によっても異なってくるため具体的な表現は困難である。今後ガイドラインの目安を考えていきたい。ＪＩＳの解説に書くこととしたい。
（意見２）１９ページに「特殊合板の農林規格に適合するもの又はこれと同等のもので」とあるが、ＪＡＳには 18㎜と 21㎜の合板はあるが 20㎜のものは無い。もし、合板にこだわらないのであれば 20㎜厚の木質材とした方が良いのではないか。
（回答２）他のＪＩＳでも同じ表現での記載となっており、今回改正を行うと不整合が生じる。現在、試験方法を併せて関連する７規格のＪＩＳを一斉に改正する予定であるので、その時にどう対応していくか検討したい。今回は、その旨をＪＩＳの解説に記載することとする。
（意見３）英語の綴りが space ではなく spacs となっている。
（回答３）space に修正する。
（意見４）事務局において、誤字脱字等の間違いを修正すると共に、序文に記載してある経緯を解説に記載することとして、序文を修正した。

3)（制定案）工業標準　成人用手袋のサイズ及びその表示方法
資料５に基づき、原案作成者から制定内容について説明が行われた後審議を行い、一部表現を見直すこととして承認された。

（意見１）３ページの箇条４（サイズ表示方法）において、合成皮革，人工皮革、繊維製について、業界ではきちんと区分して表示しているのか。
（回答１）家庭用品品質表示法の雑貨工業品品質表示規定で区分されている。
（意見２）手長は決まっていないとあるが、婦人用の手袋で指先が細くとがっていて先まで入らないので、手長の基準もあった方が良いのではないか。
（回答２）婦人用手袋の場合、デザイン上指先を細くしている。家庭用品品質表示法では括弧書きで表示することが可能である。手囲いが同じであれば、手長は大体同じである。サイズを決めて購入した場合、指先がそれほど余ることはないだろう。
（意見３）関節というのは理解できるが、「生命線の始まり」には規格上なじみが無い。生命線の位置は人によって違ったりしないのか。
（回答３）だいたい同じであるが、これ以外に表現のしようがない。
（意見４）対応国際規格はないのか。
（回答４）以前にはあったようだが、現在はない。
（意見５）計測する場合、手を外転するのか内転するのか、どういう姿勢で計測するのか、巻尺で計って計測するかなど明確にされていない。また、手首などの定義があいまいであるため正しく計測することが困難である。JIS Z 8500 を参考にするなどして詳細に定義した方が良い。手囲いの定義は記載されているが、４ページの附属書Ａの１（親指の長さ）や１４（周囲）、生命線の始まり、小指の付け根等について同様である。
（回答５）JIS Z 8500 を参考に検討し、後日回答する。
（意見６）４ページの附属書Ａについて、10～13 で右側から又は左側から測った指の幅とあるが、右手の場合に適用できないので左手と定義しなければならない。
（回答６）手袋には左右両手があるが、ゴルフ用手袋を想定しているため、左手を基準として計測することとしている。附属書Ａは左手の場合と定義する。
（意見７）５ページの表Ａ.1 について、計測結果の平均なのか、作るための標準値なのか、どういう標準値なのか記載されていないので、明記した方がよい。
（回答７）測定結果に基づく標準値である。
（意見８）障害のある人、例えばダウン症の人は指が短い人が多い。特注なりでも、将来的に手長のバリエーション等についても検討してもらいたい。
（回答８）高齢者においては労働している者が多く、手が厚くて横幅が広く、指が太い場合が多い。手長の長さについては既に要望があり、要望があった際にメーカを紹介して個別に対応している。例えば、車いす用の手袋は個別注文で作っている。
（意見９）ＮＩＴＥでも人間計測データを取っているが、ＨＱＬのデータ以外にどのくらいの人のデータをとったのか。
（回答９）県の工業技術センターが開発した手袋測定器を用いて、香川県で１５００人余りのデータを取った。データを見せることはできる。
（意見１０）プレス発表すれば、新聞等で取り上げられる可能性が高い。

4)（改正案）日本工業規格　Ｚ１７０１　ゴムバンド
資料４に基づき、原案作成者から改正内容について説明が行われた後審議を行い、

一部表現を見直すこととして承認された。

（意見１）新 JIS マークを付ける方向で検討しているのか。
（回答１）そうです。
（意見２）最近、劣化が早くなったと思うが、どうか。
（回答２）タイ、マレーシア、インドネシアなど外国製品を輸入した場合にはＪＩＳを満たしていないものもある。また、食品衛生等の観点から含有物質も制限をしており、その影響も考えられる。なお、食品衛生法による安全性をＪＩＳで規制することを考えたがＪＩＳに規定することは難しいので、懸案事項として解説に記載する。
（意見３）製造年月は記載されるが、保証期間でなくとも、どれくらい持つのか記載できないのか。
（回答３）今回の検討でそういう意見も出た。成分の９５％以上が天然ゴムのためオゾンに非常に弱い。生産者としては低温で暗い場所に保存した場合で、１年程度としている
（意見４）資料には輪ゴムとゴムバンドの記載があるが、その違いはあるのか。
（回答４）資料番号では分かりやすい言葉で表記しているが、ＪＩＳでの呼称は異なる。輪ゴムは慣用名であり、業界ではゴムバンドと呼んでいる。
（意見５）前回の改正は 1995 年であるが、ＪＩＳは５年ごとに見直すことになっている。前回での見直しはどのようになっているのか。
（回答５）確認で処理している。
（意見６）素材は大体天然ゴムか。
（回答６）合成ゴムもあるが、９割以上は天然ゴムである。
（意見７）天然ゴムにはアレルギーの問題はないのか。
（回答７）ある。表示内容に係ってくるが、ＰＬ法に関連し記載することとしている。ページの 9.2g)の表示事項に入れる。
（意見８）新ＪＩＳマークの表示について、認証機関はあるのか。
（回答８）ＪＩＳ原案作成に関し、財団法人化学物質評価研究機構をメンバとしている。既に登録認証機関として承認されたと聞いている。

5)（改正案）日本工業規格　Ｄ９４３１　自転車用サドル

資料７に基づき改正原案作成者から改正内容について説明が行われた後審議を行い、一部表現を見直すこととして承認された。

（意見１）サドルの定義がハッキリしないように思える。どこからどこまでがサドルなのか。定義はあるのか。
（回答１）シートポストの上の部分がサドルになる。
（意見２）「表１－サドルの引張強さ及び伸び」と記載されているが、引張強さ及び伸びを測定するのはサドルのトップであり、表現がおかしいと思うが。
（回答２）修正する。
（意見３）新ＪＩＳマークは考えていないのか。輸入品が非常に多い分野なので、耐久性がある物を選ぶに当たり必要と考えるので、是非新ＪＩＳマークの表示についてお願いしたい。
（回答３）ＪＩＳマークの表示は考えている。従来の耐久性試験より過酷になっ

ているので、性能の良いサドルになると考えている。
（意見４）サドルの表面材料に亀裂が入っているものが見受けられるが、この部分も改正しているのか。
（回答４）サドルの表面材料に関する規定の変更はない。
（意見５）サドルは革製が多いのか。引張強さ及び伸びを測定するのは革製だけなのか。
（回答５）革製サドルは、スポーツ車やロード系に多いが、一般のシティー車だとビニルレザー製や合成樹脂製が多い。革製については、引張強さ及び伸びの試験を実施することとしており、ビニルレザー及び合成樹脂製については 4.6 項及び 10.6 項に規定している破裂強さ試験で確認することとしている。
（意見６）どの辺りにＪＩＳマークを表示するのか。
（回答６）「ベース又はサポートの下部の表面」と規定しているので、サドルの裏側の見えるところになる。
（意見７）ＪＩＳマークの表示について「１２　表示」部分できめるのではないか。
（回答７）「ＪＩＳマーク」の表示（大きさや表示場所）については、工業標準化法に基づいて決められているため、個別規格において規定しない。
（意見８）自転車分野のＪＩＳ規格群の特性であるが、部品毎にＪＩＳマークの表示が可能であるが、完成車にもＪＩＳマークの表示が出来ることになっている。その場合の完成車には部品毎にＪＩＳマークが付いていることを条件化していない。したがって、完成車にＪＩＳマークが付いている場合でも、部品にＪＩＳマークが付いていない場合もあることを確認して頂きたい。
（回答８）ＪＩＳマークの表示されている完成車が使用している自転車の部品にＪＩＳマークが表示されていない場合には、完成車メーカーはそれらの部品がＪＩＳに適合していることを確認して組み付けることになっている。つまり、ＪＩＳマークが表示されている部品はＪＩＳに適合した品質であることがＪＩＳマークで確認できるのでそのまま使用できるが、ＪＩＳマークの表示がないものは、完成車メーカーがその部品のＪＩＳに適合していることを確認した上で組み付けることになる。
（意見９）各部品のＪＩＳマークの表示がなくても、ＪＩＳマークのついた完成車であれば、各部品はＪＩＳに適合していると理解して良いのか。
（回答９）そのとおり。自転車は部品メーカーと部品を組み立てる完成車メーカーに分化しているので、部品にＪＩＳマークを表示して供給をすれば、完成車メーカーはＪＩＳの表示を確認することによりその部品の検査を省略できると考えて頂ければよい。
自転車ユーザーの立場においても、部品だけを交換する際に、部品のＪＩＳマークの表示を確認することで、ＪＩＳの品質を満足している部品であることがわかる。

6)（改正案）日本工業規格　Ｃ９５０２　自転車用発電ランプ
資料８に基づき改正原案作成者から改正内容について説明が行われた後審議を行い、一部表現を見直すこととして承認された。

（意見１）「光度」と「照度」について、「光度」は、光源の明るさ、「照度」は照らされたところの明るさだと思う。実際には「照度」を測定して「光度」に換算して評価しているのだから、図２～５のタイトルは、「光度」ではなく、「照度」ではないか。

（回答１）確かに測定しているのは「照度」であり、測定した「照度」から「光度」を算出しているので、ご指摘を踏まえ表現について検討する。

7)（改正案）日本工業規格　Ｌ０８６０　ドライクリーニングに対する染色堅ろう度試験方法

資料９に基づき改正原案作成者から改正内容について説明が行われた後審議を行い、承認された。

8)（廃止案）日本工業規格　Ｌ０８６１　有機溶剤に対する染色堅ろう度試験方法

資料１０に基づき改正原案作成者から廃止内容について説明が行われた後審議を行い、承認された。

9)（廃止案）日本工業規格　Ｌ０８６２　有機溶剤摩擦に対する染色堅ろう度試験方法

資料１１に基づき改正原案作成者から廃止内容について説明が行われた後審議を行い、承認された。

10)（改正案）日本工業規格　Ｄ９４２２　自転車用タイヤバルブ

資料１２に基づき事務局から改正内容について説明を行った後審議を行い、承認された。

11)（改正案）日本工業規格　Ｄ９４２８　自転車用ディレーラ

資料１３に基づき事務局から改正内容について説明を行った後審議を行い、承認された。

12)（改正案）日本工業規格　Ｋ６３０４　自転車タイヤ用チューブ

資料１４に基づき事務局から改正内容について説明を行った後審議を行い、承認された。

13)（改正案）日本工業規格　Ｌ４４０４　織じゅうたん
14)（改正案）日本工業規格　Ｌ４４０５　タフテッドカーペット
15)（改正案）日本工業規格　Ｌ４４０６　タイルカーペット

資料１５、資料１６、資料１７に基づき事務局から改正内容について説明行った後審議を行い、承認された。

また、平成２０年９月３０日をもって、新 JIS 制度に完全移行することとなるため、参考２については、削除することとした。

（意見１）このような表記について、他にもあるのか。
（回答１）今回のような表記は、「目的付記ＪＩＳ」と呼んでおり、「難燃」の他に、再生タイヤを利用したものを表す表示、福祉用具を表す表示の３つが現在ある。

(4) その他
○　第２７回消費生活技術専門委員会において審議承認されたＪＩＳ　Ｌ１９０２　繊維製品の抗菌性試験方法・抗菌効果で頂いた意見に対する対応について事務局から報告を行った。
○　国際標準化アクションプランの改正版を配付した。

以上をもって第２９回消費生活技術専門委員会は終了とした。

以　上